

陳 情 文 書 表

受理番号	27第16号	受理年月日	平成27年8月25日
陳 情 者			
件 名	「集団的自衛権の行使を容認する「安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）」の廃案を求める意見書」に係る陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>安倍内閣は、歴代の政権が禁じてきた集団的自衛権の行使を容認する「安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）」を衆議院に提出し国会審議が行われました。衆議院における討論を通して、「国際平和のために活動する他国の軍隊等への後方支援活動等について、自衛隊が活動できる地域が拡大され、武力行使の一体化が行われること。」「武力行使が地球的規模に広がる可能性があること。」「形式上は、停戦合意がされても、なお、戦乱が続く地域に自衛隊が治安活動を行うこと。」などが明らかとなりました。6月4日開催された衆議院憲法調査会において参考人質疑が行われ、与党推薦を含む憲法学者3名全ての参考人から憲法違反であるとの指摘がされました。また、各種の世論調査では、「安全保障関連2法案」について、成立させるべきでないという声が半数を超え、また十分説明していないという声が8割を超えるなかで採決を衆議院で行い参議院に法案を送りました。</p> <p>日本国憲法は、過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、人々の平和と民主主義の渴望の中から生まれ、国民主権主義、人権尊重主義、平和主義を基本原理とし、権力保持者の恣意によることなく、法に従って権力が行使されるべきであるという立憲主義を規定しています。</p> <p>現在、参議院平和安全法制特別委員会において審議されていますが、これまで憲法上集団的自衛権の行使は許されないとしてきた歴代の政府見解を一内閣に於いて変更することは、立憲主義に反するものと言わざるを得ません。目黒区民からも「安全保障関連2法案」が「戦争法案」との不安の声が数多く寄せられています。</p> <p>今年は、1985年に目黒区平和都市宣言を制定して30年の節目を迎えます。平和都市宣言は「永遠の平和を築くよう努力する。平和憲法を擁護する」ことを誓いました。地方自治法第1条の2では、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本」とすることとしています。福祉の増進は平和で安全な社会であってこそ実現されます。</p> <p>私たちは、思想・信条・政治的な立場の違いを超え、地域から「集団的自衛権の行使容認は認められない」「戦争する国にさせない」ようにと、一致点での共同を呼びかけて区内の団体・個人が集まり昨年5月14日に「めぐろの会」を発足させました。</p> <p>目黒区議会は、「プルトニウムの早期撤去」など、地域の平和と安全を求める活</p>			

動をこの間も進めております。平和安全法制整備法案に含まれる事態対処法第8条には、攻撃事態等において目黒区や区民が協力を努める規定があります。つきましては、地方自治法第99条に基づき政府機関に意見書を提出することを求めます。

区民から信託を受けている議員の見識と良心に従いご判断いただき、地域の声を国に伝えるためにも、本陳情の趣旨をご理解いただき、ご尽力をいただきたいと思います。

**【陳情事項】**

目黒区議会として集団的自衛権の行使を容認した「安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）」の廃案を求める意見を、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、安全保障法制担当大臣、内閣官房長官にあげて頂くこと。